

【相場ライフ】お客様各位

岡安商事株式会社

## 東京白金限日取引上場に伴うお知らせ

拝啓 春寒の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年 3 月 21 日より東京商品取引所に白金限日取引（愛称：プラチナスポット）が上場されることになりました。上場に伴い取引要綱と東京商品取引所受託契約準則に変更がございますのでお知らせ致します。

白金限日取引の当社手数料につきましては、白金ミニや金限日取引と同様の手数料水準にてサービスさせていただきます。

この機会に白金限日取引、愛称：プラチナスポットをお取引賜りますようお願い申し上げます。

敬具

## ◎ 白金限日取引（プラチナスポット）取引要綱

取引の種類	限日現金決済先物取引
取引の対象	純度 99.95%以上の白金地金
帳入値段	「理論現物価格」： 白金標準取引の「1 番限月」及び「6 番限月」の帳入値段を用いて市場内のフォワードレートを算出し、当該レートを用いて、その日の 1 番限月の価格を納会日までの残日数相当分を現在価値に割引いて算出する。ただし、「1 番限月」の納会日については、「2 番限月」及び「6 番限月」の帳入値段を用いて市場内のフォワードレートを算出し、当該フォワードレートをを用いて理論現物価格を算出する。
取引の期限	1 計算区域（限日取引）： 1 計算区域の立会時間において成立し、又は 1 計算区域の直前の計算区域の立会終了時におけるロールオーバーにより発生し、転売若しくは買戻し又は建玉が発生した計算区域の立会時間終了時におけるロールオーバーにより消滅する限日取引とする。
取引単位	100 グラム
呼値とその値段	1 グラム当たり 1 円刻み
立会時間	【日中立会】 寄付板合わせ：午前 8 時 45 分 ザラバ取引：午前 8 時 45 分～午後 3 時 10 分 引板合わせ：午後 3 時 15 分 【夜間立会】 寄付板合わせ：午後 4 時 30 分 ザラバ取引：午後 4 時 30 分～翌日午前 5 時 25 分 引板合わせ：翌日午前 5 時 30 分
証拠金	㈱日本商品清算機構が証拠金額計算の基礎となる値（変数）を決定
SCB 幅	上下 800 円：夜間立会開始時に前計算区域の帳入値段を基に設定
DCB 幅	上下 40 円：基準値段（原則として直近約定値段）を基に設定
建玉制限	設定しない。ただし取引所が必要と認めた場合には、建玉制限を設けるものとする。

以上

## 東京商品取引所受託契約準則の変更について

株式会社東京商品取引所の白金の限日現金決済先物取引の開始に係る受託契約準則の変更が以下の通りございましたので、ご確認のほどよろしく申し上げます。( \_\_\_\_\_線は変更箇所、【 \_\_\_\_\_】は新条文より削除されます)

### (取引不成立の通知)

**第20条** 受託取引参加者は、委託を受けた取引の全部又は一部が成立しなかったときは、遅滞なく、その旨を委託者に【理由を付して】通知しなければならない。

### (苦情及び仲介の申出)

**第33条** 委託者は、受託取引参加者が行う商品市場における取引の受託に関して、法第241条に規定する商品先物取引協会に苦情及び紛争のあつせん若しくは調停を申し出ることができる。

2 委託者は、受託取引参加者が行う商品市場における取引の受託に関して、前項の商品先物取引協会が取り扱う紛争以外の紛争の処理について、本所の紛争処理規程の定めにより、本所にその仲介を申し出ることができる。

3 ( 略 )

### (限日現金決済先物取引の受渡しによる決済の特例)

**第49条の8** 委託者は、限日現金決済先物取引を受渡しにより決済する場合には、売方であるときは、本所の【定める】業務規程に定める売付けに関する必要な手続を行うこととし、買方であるときは、買付けに係る総取引金額を受託取引参加者に差し入れることとする。この場合において、受渡しが成立したときは、買方である委託者は、受渡しが成立した翌営業日の正午までの受託取引参加者が指定する日時までに当該買付けの受渡代金に係る消費税相当額を当該受託取引参加者に差し入れるものとする。

2 受託取引参加者は、本所の商品市場における受渡しを終了したときは、遅滞なく、売方である委託者に対しては売付代金及び消費税相当額を、買方である委託者に対しては金にあっては金地金又は倉荷証券、白金にあっては倉荷証券を交付しなければならない。

### (契約締結前の書面交付)

**第87条** 受託取引参加者は、委託者と金現物取引の契約を締結しようとするときは、当該委託者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

(1) 金現物取引の契約の内容

イ～ハ ( 略 )

ニ 委託者は、指定倉庫との契約に基づく金現物取引の指定倉庫内での寄託名義変更による売付けの委託をするときは、本所の業務規程に定める売付けに関する必要な手続を行うこと。

ホ・ヘ ( 略 )

ト その他金現物取引に関する必要な事項については、本所の業務規程に定めるところによること。

(2) ( 略 )

2・3 ( 略 )

### 附則

第20条(取引不成立の通知)、第33条(苦情及び仲介の申出)、第49条の8(限日現金決済先物取引の受渡しによる決済の特例)、第87条(契約締結前の書面交付)の変更規定は、平成29年3月21日又は商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第156条第1項の認可を受けた日(平成29年2月1日)のいずれか遅い日から施行する。